

流転する『群書治要』——「仙洞御書」の正体を追って——

臼井和樹

一、はじめに——「仙洞御書」なるもの——

図書寮文庫所蔵の金沢文庫本『群書治要』(函架五五〇・二二)に、「仙洞御書」

「仙洞御本」からの移点・注記の存する巻がある。たとえば巻二二の奥書には、

当巻点事、去文永二年四月之^(二六五)比、詵左京兆俊国朝臣畢、而同^(藤原)四

年三月廿五日所下遣也、且^(一)申出 仙洞御書移点畢、但^(二)件本有不

安事者、引勘本^(三)書直改云々、

(金沢実時)越州刺史平(花押) ○図書寮文庫本、傍線筆者

とあり、巻二七の奥書には、

(清原)以隆重手跡仮表紙書之訖、所注付也、

以仙洞御本点之、而無奥書、^(一)但先年点進卷々、或有之、^(二)或無之

歟、○同、

とある。その他、文言として「仙洞御書」などとはないが、「当巻点事、子細同于第廿一卷、」とあるものに、巻二二・二四がある。

この「仙洞御書」は時期的に後嵯峨院御蔵本と見るべきだが、いったい如

何なる本か、伝来を中心に考えてみたい。

二、文和の仙洞御本『群書治要』

まずそれらしき書物が目録上著録されていないかを確認するところから始めれば、果して文和三年(一三五四)の『仙洞御文書目録』(群書類従巻第四九五〇(引用ハ御歌所本)、(B三・二)二抛ル)に、「丁御文車」中、「無盖」で「註文選」を主とし『群書治要』も共に収める(「群書治要入加之」)杉櫃と、『群書治要』だけの杉櫃が一合ずつ並んで見える。^(一)

ところで本目録は光嚴院の御蔵書の目録だが、^(二)先の「仙洞御書」との深い関係が当然に予想できる。皇統相伝の和漢の文書・典籍類が持明院・大覚寺兩統に分割相続せられたらしいことは、ひとつには徳治三年(一三〇八)閏八月三日付の後宇多院の御讓状案に「和漢文書」を納めた「万里小路殿 文庫」^(三)(鎌倉遺文二二三三六九号、「京都東山御文庫文書」)が、いまひとつには正和元年(一三二二)十二月付の伏見院の御処分状案に「和漢文書已下」^(四)(『伏見院御文類』(函架伏・七五三) 卷第四、鎌倉遺文二四七六七号)が見

えることから明らかだろう。そしてどうやら少くとも分けられた片方には例の仙洞御書本『群書治要』が含まれることになるが、状況証拠的に持明院統の本ではあるまいか。

三、伏見宮の『群書治要』

さらに下って応永末、貞成親王御筆の「即成院預置御文書目録」（応永二十四年（一四一七））・「即成院預置御櫃目録」（応永三十一年））・「法安寺預置文書目録」（応永三十二年））・「大光明寺被預御文書目録」（応永三十三年）の四種の目録に、いずれも『群書治要』一合が見える。北朝宮廷の文書・典籍類が大方崇光院流に伝来し、そのまま伏見宮が継承していったことに鑑みれば、先に見た文和の仙洞の『群書治要』そのものと見るべきである。内容・分量等これ以上の詳細は知り得ぬが、ともかくも、ここでは例の『群書治要』が伏見宮に伝来したとだけ確認しておこう。

次に伏見宮の『群書治要』が史料上確認できるのは、延徳二年（一四九〇）のことである。三条西家に伝来していた『群書治要』巻三〇の残簡に、

此一卷（權跡）、（邦高親王）吏部大王賜之、可秘々々、

延徳二年十一月十六日（三条西実隆）重槐拾遺郎（花押）

六枚 ○便宜東京大学史料編纂所所蔵影写本
『三条西家重書古文書』第六冊二摺レリ ①

との書付（奥書紙）がある。『実隆公記』のこの日の条に、

参竹園（邦高親王）、權跡正本一卷被下之、秘藏く、…
○東京大学史料編纂所所蔵自筆原本第三四卷 ②

と見えるのが該本である。これは夙に太田晶二郎・飯島春敬・是澤恭三が紹介している（なお、太田の紹介当時は三条西家を離れ、古屋幸太郎が蔵して

いたが、戦後二分され、実隆識語を含む部分は天理図書館へ、残りはセンチユリー文化財団へ移った（後者は令和三年（二〇二二）、同財団より慶應義塾に寄贈せられた）。

ところでこの「權跡正本」に関し、これより先、同じく『実隆公記』の、延徳二年閏八月十五日条に、実隆の借用していたらしい「竹園古筆櫃」を返した記事があり、櫃中の内訳が書かれている。掲出してみると、

- 一 裏（龍膺天皇） 延喜、堀川仮名、後白河仮名、宸筆、
 - 一 裏（村上天皇） 天曆二卷、伏見院令写給、 三条院、後三条院一卷、
 - 一 裏 野跡十卷（此内写本四卷、 古文字一卷、同影一幅、
 - 一 裏 權跡十卷（此内雜抄二帖、
 - 一 裏 權跡写本十四卷、
 - 一 裏 佐跡四卷（此内写本一卷、
 - 貫之集三卷自筆、
 - 一 裏（藤原） 十七卷、雑々、
 - 一 卷 朱雀中納言伊房卿、（藤原） 一卷 成頼卿、（藤原） 一卷 範兼卿、
 - 一 卷 美材写本、（小野） 一卷 親雅、（藤原） 二卷 資隆（藤原）、（藤原） 一卷 資隆（藤原）、（小野） 一卷 奉時、
 - 二 卷 季時（藤原）、（藤原） 一卷 伊行、（藤原） 一卷 後京極攝政、
 - 一 卷 彈正尹不知名字、（藤原良経）
 - 一 卷 宸筆不知其代、（藤原） 三卷 不知筆者、
- 以上、

○同第三三卷、傍線筆者

の如くである。後日実隆に下されたのはこのうちの一巻だろう。さて、これらの記事を見ると、伏見宮の權跡には「正本」「写本」の二種類があるらしく、正本の内二帖は「雜抄」で、この他も全てが『群書治要』

とは限らぬ⁽¹⁰⁾。そうすると『群書治要』は僅かである。

四、残りの巻の行方

では、残りの巻は何処へ行ってしまったのだろうか。

それを先に見た「権跡正本」——三条西本——から探ると、この『群書治要』残簡は夙に東京国立博物館蔵の所謂九条本『群書治要』(列品番号B・二五三一、一三卷)と僚巻だと指摘されているのである⁽¹¹⁾。したがって、この九条本・三条西本が、北朝宮廷、そして伏見宮に伝世していた文和の仙洞の御本そのものだということになる⁽¹²⁾。

ところでこの九条本には、是澤の紹介するように、卷三七の紙背に九条尚経によって「廉義公」(藤原頼忠)が筆者だとの注記がなされているけれども、尚経は邦高親王や実隆と同時期の人であり、仮にこの時期に伏見宮より九条家に出たとすれば当然「権跡」として記録されるだろうから、わざわざ頼忠を筆者に擬すこともあるまい⁽¹³⁾。したがって、室町中期以前にはすでに現存一三卷、あるいはそれ以上が九条家に渡っていたと見るべきである⁽¹⁴⁾。

同じく是澤によると九条本もその後数枚単位で流出してゆく。まず、九条兼孝の代に卷三七より七紙餘が大村由己に譲られ、下って寛永二年(一六二五)には一〇紙を選び後水尾院に献じている。

この禁裏への献上は、諸家の古筆を叡覧に供させ、そのうち天皇の所望せられたものを改めて献せしめたものだったらしい。たとえば『忠利宿祢日記』寛永二年五月十九日条には壬生忠利自身の献上について、

古筆百廿一枚、^(并扶共)付進四辻中納言、^(季繼)是内々／可備^(又借カ)叡覧之由、依

有其^(×告)示也、^(○壬生季)連抄出本
と見え、次いで六月二日条に、

依召参 禁中、四辻中納言被

仰出云、内々令叡覧古筆百廿五枚之内、懐紙／五枚、文廿五通、可
献之由有 仰、予先可写留之／故申其旨帰宅古筆等隨身之、^(○同)

と、枚数に齟齬はあるものの統報があり、続く三日条では、
昨日之状廿五枚^(通)紙数册、書写了、今日／付進四辻中納言、^(○同)
と記されている⁽¹⁵⁾。

一方、『群書治要』の献上に関して、九条家本附の「寛永二年禁裏進上
十枚之留」の、卷三五尾題の奥に記された識語には、
右、寛永式次歳乙丑六月廿一日、以堀川^(堀河康胤)

禁中へ上申候留也、今日法性寺忠通公消／息二通、是又上申候也、
别写留之了、^(九条道家)光明峯寺殿願文進上之、墨付五枚、但／九十行有之、

真字文也、鳥子本、但又／同鳥子本同願文章字家門有之、／又厚紙
真字同願文壹卷、是又家／門累代餘慶也、三部有之条、右
禁中江進上申候也、先日直申上、又／四辻中納言^(アキママ) 来儀次、

此一巻進上／可申旨先日申上候へ共、有無之仰無之／候、如何、猶
被申上可給由令言談候処、／被申上候へハ、御祝着思食候旨、以堀

川、／四辻言伝也、仍今日令進上畢、^(○「国宝」所載)
^(ノ図版ニ拠レリ)

とあって、時期も忠利の例に近接し、ここでも四辻季繼が間に立っているか
ら、九条家の場合も同様だったかと推測せられる。九条家側で写を作ってい
ること(まさしくそれが「寛永二年禁裏進上十枚之留」)も同じである。なお、
尚経段階ですでに錯簡があり、それを正そうと試みられていたことが知られ

るので、この献上の場合も、卷子より切出したと見るより、すでに断爛となっていたものからピクアップしたものと考えた方が自然だろう。

一方伏見宮の『群書治要』は現在書陵部の所謂伏見宮本中にない（そもそも漢籍自体がない）。どうなってしまったのか、真相は藪の中である。

五、むすびにかえて

——金沢文庫本卷二一・二四・二七の持つ価値——

振返ると、文和の仙洞の『群書治要』で一部なりとも現存するのは、卷二二・二六・三一（九条本）・三〇（三条西本）・三三・三五・三六・三七・四二・四三・四五・四七・四八・四九（九条本）の一四巻分である。金沢文庫本には「仙洞御書」から移点した巻として、卷二一・二二・二四・二七があった。尾崎康は、『群書治要』の現存本を網羅する作業の中で、当時調査を許可された九条本の卷二二・二六を金沢文庫本と比較し、興味深いコメントをしている⁽¹⁸⁾。

金沢文庫本の卷二二は文永中に仙洞御書本を移点したものであるが、本文も訓点等の書人もこの本とほとんど一致する。金沢文庫本の本文には校合の結果で同字となった場合もあり、むしろ書入が眉上の左伝等を引く二、三条が後半に略されているものによく合い、両本は同系統といっても非常に近い関係にあるといえる。

この内容上の一致の指摘は、九条本、すなわち文和の仙洞の御本こそが「仙洞御書」本ではないかという、先に第二章末で示した状況証拠的推論を、内容面から証明するものだと考える。

なお『図書寮典籍解題——漢籍篇』では、卷三二以下が「蓮華王院宝蔵御本⁽¹⁹⁾」と校合していることに言及するついでに、「卷廿六・廿九・三十の奥書に見える仙洞御書本・天書もこれを指すものである」と記す⁽²⁰⁾（ちなみに、卷二六は卷二七の誤り、卷三〇では「天書」「仙洞御書」ではなく「御書」とのみある）。「天書」「御書」は出現パターンからみて、いずれも藤原（日野）俊国の加点了巻二一〜三〇のうちを出ない。つまり卷二一・二二・二四・二七と同じ一群に属するわけである。「御書」は「仙洞御書」の略称だろうし、「天書」も天子の御書との謂と見れば、おおよそ当時の治天たる後嵯峨院の御本と看做して差支えあるまい。よって、「仙洞御書」「天書」「御書」を同一書とする点については、大筋で従うべきではあるが、九条本には蓮華王院宝蔵本に見えるという奥書類がないらしいこと⁽²¹⁾、蓮華王院宝蔵本が「仙洞御書」「仙洞御本」「天書」「御書」の出現する巻と全く重複しないことに鑑みれば、直ちにこれらと蓮華王院宝蔵本とを同一視するのは極めて危険な推論だろう。これが私の「大筋で」とする所以である。

以上から、仙洞御書本より移点した四巻、特に九条本と重複のない卷二一・二四・二七の三巻は単に、善本として知られる金沢文庫本、あるいは鎌倉期の古写本たるに止まらず、北朝宫廷に伝世した『群書治要』の面影を見出しうることに価値が認められよう。無論、今後一層の考究により、この四巻以外にも、仙洞御書本の姿が浮んでくる可能性もある。そこには蓮華王院宝蔵本の馥郁たる餘香の感ぜられることがあるかもしれぬ。

註

(1) 一合に収まる量は俄かに分からぬが、卷子本だと、たとえば「乙御文車」に「南山抄一部十三卷、北山抄一部十卷」の計二三巻を収めた杉櫃が、『群書治要』と

- 同じ「丁御文車」には『白氏文集』の杉櫃が二合ある（『白氏文集』が本邦通行の旧鈔本系（七〇巻）で全巻揃と仮定すれば、一合分は半分の三五巻前後か）。以上を勘案すると、一合には二〇〜三〇餘巻入るのだろう。それで一合餘だと、四〇〜五〇巻前後となり、『群書治要』五〇巻のほぼ全体に相当する。
- (2) 南朝に拉致された光嚴・光明・崇光三院の御帰京の可能性が出てきた頃に作成されたものとされる（田島公・近藤成一「古代・中世の史料のまとめ」『日本史料を読む』（放送大学教育振興会、二〇二一年））。
- (3) この御讓状によれば、後宇多院が大覚寺統の御所・寺院（および附属する所領・文書等）は本来後二条院の「為長嫡可相承」ものとして認識せられ、尊治親王（後醍醐院）へお譲りにはなるが一期分とされる。すなわち、冷泉万里小路殿の文庫の文書類も大覚寺統正嫡が伝領すべきものとして、尊治親王は幼い邦良親王に代りこれらを預るとせられていたのである。なおこの文庫（冷泉殿^{在文庫等}）とある）は、文永九年後嵯峨院の御処分状案（『後嵯峨院御文類』（函架伏・七五〇）に二通あり（一通目が鎌倉遺文一〇九五三号。一通目は同文））では、「公家」すなわち龜山院に、冷泉殿に附属するものとして譲与せられた。
- (4) この伏見院の「和漢文書已下」は所在に任せて悉く「新院」（後伏見院）に進らすとある。所在に任せてというのだから、これらは「文庫」の形では存在せず（後嵯峨院の御処分状に「新院」（後深草院）への御譲与分として「文庫」とは見えぬ）、書物・櫃といった小さな単位で文永九年以前に後嵯峨院より後深草院へと譲られ、まさしく『仙洞御文書目録』のとおり、文庫で管理されていたのだろう。
- (5) いずれも『看聞日記』紙背文書。図書寮叢刊『看聞日記紙背文書・別記』（養徳社、一九六九年）収録。
- (6) 池和田有紀「崇光天皇」（『室町・戦国天皇列伝』（戎光祥出版、二〇二〇年））。
- (7) 三条西家にあった昭和十四年（一九三九）に作製。^{請求}三〇〇一・六。
- (8) 東京大学史料編纂所蔵。^{請求}S〇六七三・六。
- (9) 太田晶二郎「『群書治要』の残簡」（『日本学士院紀要』九・一、一九五一年）。
- 飯島春敬「傳藤原行成筆 群書治要」（『日本名筆全集』一一、一九五七年）・是澤恭三「群書治要について」（『MUSEUM』一一〇、一九六〇年）。
- (10) 実際『看聞日記』に「権跡」として見えるものに「古今秋歌」「日中行事」「消息一通」がある。「古今秋歌」は、第二紙以下を行成筆ともいう、伏見院御遺愛の所謂「秋萩帖」かもしれない。ところで、「権跡写本」につき改めて考えてみると、「正本」同様の装飾料紙・金界とは考え難く、やはり現存諸本はいずれも「正本」より出たものと見るべきである。「権跡写本」に関し参考になるのは、『看聞日記』中、葆光院、すなわち治仁王が長く御借用の「重有朝臣所持本」^{（庭田）}を見つけて返したとの記事（応永二十四年三月二十二日条）で、ここには「権跡。伏見院被寫之。」^{（統群書類從刊本）}との注記があるから、伏見宮伝来の「権跡写本」とは権跡を模写された宸筆・御筆の類と考えるのが好さそうだ。
- (11) 天理図書館「漢籍と日本人」（天理ギャラリ、二〇一四年）・センチュリー文化財団 オンラインミュージアム「群書治要卷第三十断簡」解説（寄贈前。URL: http://www.ccf.or.jp/04collection/item_view.cfm?no=1120）。なお、慶應義塾ミュージアムコモンズ『文字景』（同所・慶應義塾大学附属研究所 斯道文庫、二〇二一年）では傍卷たることを明示しない（ちなみに一九六六年の田山方南の箱書を有する由を記す）。また、他にも九条本のツレとみられる複数の残簡——卷三五・三七より切られたもの——があるという（太田「『群書治要』の残簡」・是澤「群書治要について」）。うちひとつは萩野由之・佐佐木信綱旧蔵の藍地金界、孟子部分の三行で幅物。萩野は「平安朝末期の人の筆なるべし。」と解説するという（佐佐木「竹柏園藏書志」（巖松堂書店、一九三九年））。
- (12) ちなみに、九条本『群書治要』と伏見宮本『琵琶譜』の装訂の相似（色替り料紙（そして料紙の排列の規則性）・金銀界など）について触れられることがあるが（たとえば池和田有紀「琵琶譜」と『琵琶調子譜』（『書之美、文字の巧』（宮内庁、二〇一六年））、この伝来を考えたとき初めて活きてくる指摘なのではないかと思う。この他色替り料紙の古写本に前掲『秋萩帖』（とその紙背たる『淮南鴻烈兵略問詰』）や道成寺蔵『千手千眼陀羅尼経』等もあるが、前者はともかく、

後者は伝来の点からも同時代の古写経という以上は述べ得ず、紹介に止める。

- (13) 飯島が、「最近発見された平安時代寫本の『群書治要』十三卷も、料紙が本紙と同じく美々しいものであるが、書風の點からは別の組と見ることも出来よう。後者の書風は幾種にも分たれるが、和様體も多く入つてゐる。全部にわたる詳細な調査はしていないが、行成薨後まもない頃の書寫であらう。」と指摘するように(飯島「傳藤原行成筆 群書治要」、寄合書というだけでなく書風の異なるものを含むことも、行成以外の伝承筆者を生む背景ではある。そもそも飯島の如く僚卷たることに慎重とも見える態度を取る余地もあるわけだから、このように筆者自体が曖昧なものも首肯しうるものである。なお、島谷弘幸は書写年代について、尚経の鑑定に触れつつ、「その料紙や書風から時代は〔頼忠より〇筆〕やや下つて十一世紀の書写と推定される。」とする(島谷「群書治要(色紙)」(『日本の国宝』一(朝日新聞社、一九九九年))。)
- (14) ところで、九条家には別の『群書治要』の伝世していた微証がある。正応六年(一二九三)三月十七日の「九条家文庫文書目録」(『九条家文書』(函架)F九・一〇六)卷二〇四(鎌倉遺文一八二二五号)には「二合 群書治要上下 一合 群書治要下」と二種の『群書治要』が見えるけれども、あるいは後者などは本稿で話題にしているものかもしれない。但、そうだとした場合の分布から、「下」中に含まれるべき卷三〇(など)が別に伏見宮に伝来したこととまぐ整合性がとれないようにも思える。ここでは一案として書留むるに止めておく。
- (15) 引用はいずれも図書寮文庫藏壬生季連抄出本(函架)F九・一三二による。
- (16) 是澤論文以来道房のものとされるが、筆跡は道房とは断じ難く(道房筆とする由緒があるかもしれないが)、むしろ幸家と思しい。寛永二年は時期的にも幸家の方が相応しかろう。なお次註『国宝』では兼孝のものとする。
- (17) 文化庁監修『国宝』9 書跡I(毎日新聞社、一九八四年)、一七四ページ。東京国立博物館の御教示によると、図版に掲げられた部分は、卷三五の最後の部分の写に識語が附されたもので卷三五本体の末ではなく、キャプションの誤りとのことである。

(18) 尾崎康「群書治要とその現存本」(『斯道文庫論集』二五、一九九〇年)。

(19) 蓮華王院宝藏およびその藏書については、田島公「中世天皇家の文庫・宝藏の変遷」(『禁裏・公家文庫研究 第二輯』(思文閣出版、二〇〇六年))を参照のこと。

(20) 宮内庁書陵部編『図書寮典籍解題——漢籍篇』(宮内庁書陵部、一九六〇年)、一四五ページ。

(21) 但、尾崎は、「蓮華王院寶藏の御本をはじめ、當時、仙洞御書本・天書・御書など數種の群書治要の寫本が存在したことが知られる。」と、これらの同一視への即断を避けている(尾崎「群書治要解題」(『群書治要(七)』(汲古書院、一九九一年))。小林芳規によれば、金沢文庫本は卷一〜一〇の経部、卷一一〜三〇の史部、卷三一〜五〇の子部がそれぞれ、清家、藤原南家・北家日野流、藤原式家の系統の訓点を移写したものだという(小林「金澤文庫本群書治要の訓點」(『群書治要(七)』)。確かにこの区分に基づいて仙洞御書本・天書・御書・蓮華王院宝藏本の奥書への出現パターンを見ると尾崎の態度にも首肯すべき点はある。伝来や本奥書の書き手の態度など考究すべき点は多く残るが姑く措く。

(22) 現在画像公開せられる部分だと、卷二二・三五・三六は尾欠、卷二六は最終紙の破損が甚だしく尾題より後が残っておらず、卷三一・三三は奥書類がなく、卷三七は尾題のところで切断せられている。また僚卷とされる卷三〇も、そもそも断簡でしかない。

〔附記〕本誌七号拙稿(『西稿鈔』なる改元部類)三八ページ下段後ろから五行目「前掲⑱」は、「前掲⑳」の誤り。筆者の性迂闊の故である。不明を詫び、ここに訂正する。